

独立行政法人評価に関する有識者会議 開催要綱

1. 趣旨

独立行政法人の評価については、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条の2の規定に基づき総務大臣が定める「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）において、評価の実効性を確保するために必要に応じて外部有識者の知見を活用すること等が示されている。

このことから、厚生労働省が所管する独立行政法人のうち中期目標管理法の類型に該当するもの（以下「法人」という。）について、その業務の特性に応じた実効性のある評価を行うために有識者の知見を活用することを目的とし、法人の評価等に関して客観的かつ専門的な立場から助言を得るため、厚生労働省政策統括官（社会保障担当）が外部有識者の参集を求めて「独立行政法人評価に関する有識者会議」（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構成

- （1）会議はワーキンググループ（以下「WG」という。）により編成し、WG、担当法人及び構成員は、別紙のとおりとする。ただし、これらは、必要に応じ、見直すものとする。
- （2）WGに主査を置き、主査はWGの事務を統括する。
- （3）主査が不在のときは、主査の指名する構成員がその職務を代行する。
- （4）厚生労働省政策統括官（社会保障担当）は、必要に応じ、構成員以外の外部有識者の参集を求めることができる。

3. 意見聴取の対象

会議においては、法人の以下に関する事項について意見聴取を行うことができる。ただし、他の手法により行う場合を除く。

- 一 毎事業年度の終了後に実施される業務の実績の評価（年度評価）
- 二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度の終了後に実施される、中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績の評価（見込評価）
- 三 中期目標の期間の最後の事業年度の終了後に実施される、中期目標期間における業務の実績の評価（期間実績評価）
- 四 その他一から三までに掲げる事項に関し重要な事項

4. 会議の運営

- （1）会議は、原則として公開とする。ただし、主査は、公平かつ中立な議論等に著しい支障を及ぼすおそれがある等特段の理由があると認められる場合は、非公開とすることができる。

- (2) 構成員のうち、意見聴取の対象に係る法人の事務及び事業について利害関係を有するものは、当該法人に係る評価等に関して参加することはできないものとする。
- (3) 会議の庶務は、関係部局の協力を得て、厚生労働省政策統括官付政策評価官室において行う。
- (4) この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は主査が定める。

独立行政法人評価に関する有識者会議 構成員名簿

平成28年1月1日現在

WG・担当法人名		構成員・現職	
国立病院WG 国立病院機構	亀岡 保夫※ 高瀬 高明 富田 博樹 山口 育子	齋藤 聖美 田 極 ○松尾 清一※	ジェイ・ボンド東短証券株式会社代表取締役社長 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)主任研究員 名古屋大学総長
	五十嵐 邦彦 名里 晴美 平井 みどり ○真野 俊樹	石渡 和美 橋田 充 松原 由美 三田 優子	東洋英和女学院大学人間科学部教授 京都大学大学院薬学研究科教授 (株)明治安田生活福祉研究所医療・福祉政策研究部長 大阪府立大学地域保健学域准教授
医療・福祉WG 医薬品医療機器総合機構 福祉医療機構 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	○今村 肇 酒井 一博 柴田 裕子 高田 一夫 戸田 淳仁 松尾 清一※	小西 康之 志藤 洋子 関口 和代 田宮 菜奈子 中村 英夫 宮崎 哲	明治大学法学部教授 国際長寿センター事務局長 東京経済大学経営学部教授 筑波大学医学医療系教授 日本大学理工学部教授 公認会計士
	大野 早苗 引間 雅史 安浪 重樹	川北 英隆 光多 長温 ○山口 修	京都大学大学院経営管理研究部教授 公益財団法人都市化研究公室理事長 横浜国立大学名誉教授・帝京大学経済学部教授
年金WG 年金積立金管理運用独立行政法人	押淵 徹 亀岡 保夫※ ○福井 次矢	柿崎 明二 坂井 茂子 藤本 晴枝	共同通信社論説委員 元亀岡市病院事業管理者 NPO法人地域医療を育てる会理事長
	地域医療機能推進WG 地域医療機能推進機構	○WG主査。 ※ 松尾構成員は国立病院WGと労働WGを兼務。	(五十音順、敬称略)